

傍聴希望者の皆様へ

傍聴に係る注意事項

本日開催の教育委員会は、上島町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 14 条の規定に基づき、傍聴の手続き及び傍聴人の守るべき事項に準じて開催するものであります。

※下記の事項を十分熟読し、傍聴を行って下さい。

(傍聴の手続き)

1. 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の氏名及び住所を記入して下さい。
2. 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。(5 席)
3. 傍聴人用の席数を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴の禁止)

1. 酒気を帯びてると認められる者。
2. 危険物又は会議の妨害になると認められる器物を携帯している者。
3. その他委員長において傍聴を不相当と認める者。

(傍聴人の遵守事項)

1. 異様な服装をしないこと。
2. 飲食又は喫煙をしないこと。
3. 私語、談笑等議事の妨害となるような行為をしないこと。
4. 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
5. 会長の許可なく、録音、撮影を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと。
6. その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。
7. 前項に掲げるもののほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(退場命令)

1. 会長は、傍聴人がこの規則に違反し、議場の秩序を乱す恐れがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

(その他の制限又は禁止)

1. 前項に定めるほか、会長が必要と認めるときは、傍聴を制限し、又は禁止することができる。